

措置で養護老人ホームへ入所する場合

措置の申請をする（原則生活保護と同じで申請制）
申請は住んでいるところの市町村へ対して行う。



市町村ケースワーカーによる状況確認
（経済面・環境面・体調面等）
経済面・・・原則所得税均等割りの方等
環境面・・・家がない、身寄りがいない等の方
体調面・・・入院の必要がない方等



各市町村内で措置が必要か検討会が行われる



広域連合主催の養護老人ホーム判定会が行われる



養護老人ホーム措置入所又は待機者となる